



2023年5月22日

各 位

会社名 セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹内 在
(コード：7318 東証グロース)
問合せ先 取締役経理部長 小谷 和央
(TEL 052-222-5306)

監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月27日開催予定の当社第18回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本日開催の当社取締役会におきましては、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入についても決議し、当該制度に関する議案を本株主総会に付議することとしております。当該制度につきましては、本日付の「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」と題するお知らせをご参照下さい。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の監査役（社外監査役を除く。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、当社の監査役（社外監査役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の監査役（社外監査役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2018年6月21日開催の当社第13回定時株主総会において、当社の監査役の報酬等の額は年額20,000千円以内として、ご承認をいただいておりますが、本譲渡制限付株式の価値は当社株価に連動するものであることから、本譲渡制限付株式を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社監査役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社監査役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社監査役に対し、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について、更なる意識喚起を行うことができ、企業価値及び株主価値の向上に不可欠な健全な成長を確保し、社会的信頼に応える体制を構築できると考えています。このように当社の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社の監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1,000千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査役（社外監査役を除く。）に対し、当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各監査役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査役（社外監査役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の監査役（社外監査役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 1,500 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける監査役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該監査役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査役が、譲渡制限期間が満了する前までに当社の監査役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の監査役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該監査役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の監査役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただ

し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上